

(令和 7 年 5 月 9 日制定)

長崎県工業用 L P ガス補助金

(令和 6 年度長崎県事業者向け L P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金)

《 申 請 要 領 》

1 趣旨

本事業では、高圧ガス保安法の規制対象の L P ガス（以下「工業用 L P ガス」という。）の価格高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、予算の定めるところにより、令和 6 年度長崎県事業者向け L P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）その他の法令の定めによるほか、令和 6 年度長崎県事業者向け L P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金実施要綱及びこの要領の定めるところによります。

2 補助対象者

以下の各号の全てを満たす**工業用 L P ガスを使用する事業者**等のうち、**製造業を営む者**とする。

- ① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者
- ③ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表一に規定する公共法人でないこと
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること

3 補助額等

- 対象経費：令和 6 年 8 月から 10 月までと令和 7 年 1 月から 3 月までの工業用 L P ガス購入金額の合算（税抜）
- 補助金額：補助対象の工業用 L P ガス購入金額に 5.7%を乗じた額と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額

4 対象経費及び対象期間

(1) 対象経費

工業用 L P ガスの購入金額（ガスメーター等による体積(m³)販売は使用料金）が対象経費となります。
工業用 L P ガスとは、一般的に、事業者が工業用途に使用する L P ガスのことと定義します。

＜工業用 L P ガスの例＞

食品加工用

- かまぼこ、ちくわ、魚干物などの水産加工品
- ハム、ベーコンなどの燻製
- せんべい、あられ、パン、菓子、ビスケット、モナカ、アイスコーンの焙焼
- そば、うどん、製麺の乾燥
- 酒の分析等

繊維加工用

- 繊維加工用の繊維、染色整理工程での毛焼
- 染色樹脂加工の予備乾燥、熱処理、幅出し、風合い
- 仕上げ加工等

塗装乾燥用

- 金属塗装乾燥 ● プリキ印刷の焼き付け塗装
- 木工塗装乾燥等

樹脂加工用

- ポリエチレン、フェノール、エポキシ、フッ素などの樹脂コーティング等

紙器印刷業用

- 印刷紙乾燥、セロハン乾燥の工程等

窯業用

- ガラスの溶解、成型加工、徐冷
- 陶磁器の焼成 ● 燻し瓦の焼成
- ファインセラミックスの加熱・切断・焼成等

非鉄金属加工用

- 非鉄金属（アルミニウム、亜鉛、銅等）の溶解
- 鋳鉄の加熱 ● シェルモード等

鉄加工用

- 織鉄加工用切断 ● 鋼材加熱 ● 鍛造加熱等

（出典：日本 LP ガス団体協議会）

【留意事項】

- ✓ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第二条より、事業者であっても、**下記に掲げる用途のみで L P ガスを使用する場合は、家庭業務用 L P ガスの使用と認められるため、本事業の対象外となります。**

○ 暖房もしくは冷房 ※ 人のために使用する場合

○ 飲食物の調理 ※ 調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造・小売の場合（製造・卸売の場合は、本事業の対象となります）

○ 湯沸かし ※ 宿泊業、クリーニング業(コインランドリー含む)、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

- ✓ ただし、経済産業省（20190308保局第5号）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について第2条関係5.より、同一の貯蔵設備の中の L P ガスを家庭業務用と工業用とに使用している者において、**当該 L P ガスを主として工業用に使用している場合（家庭業務用 L P ガスの使用量よりも、工業用 L P ガスの使用量の方が多い場合）は、同一の貯蔵設備の中の L P ガス全体を工業用 L P ガスとみなして申請することができます。**
- ✓ また、工業用 L P ガスの使用量よりも業務用 L P ガスの使用量等が多い場合でも、**工業用 L P ガスのみの使用量を切り分けて把握できる場合は、その使用量の分のみ補助対象**となります。

※ 次ページのフローチャートより、補助対象か補助対象外か、ご判断の参考にしてください。

長崎県工業用LPガス補助金 補助対象確認フローチャート

【前提条件】県内に主たる事業所があり、製造業を営んでいること

工業用LPガスを使用している（LPガスを工業用途に使用している）。

YES

NO

補助対象外

事業所で使用するLPガスは、工業用LPガスのみである。

YES

NO

補助対象

業務用LPガスの使用量よりも、工業用LPガスの使用量のほうが多い
（主として工業用LPガスを使用している）。

YES

NO

補助対象

（工業用LPガスと業務用LPガスを同一設備に貯蔵している場合は、
使用しているLPガス全てを工業用LPガスみなすことができる）

工業用LPガスのみの使用量を切り分けて、把握できる。

YES

NO

補助対象

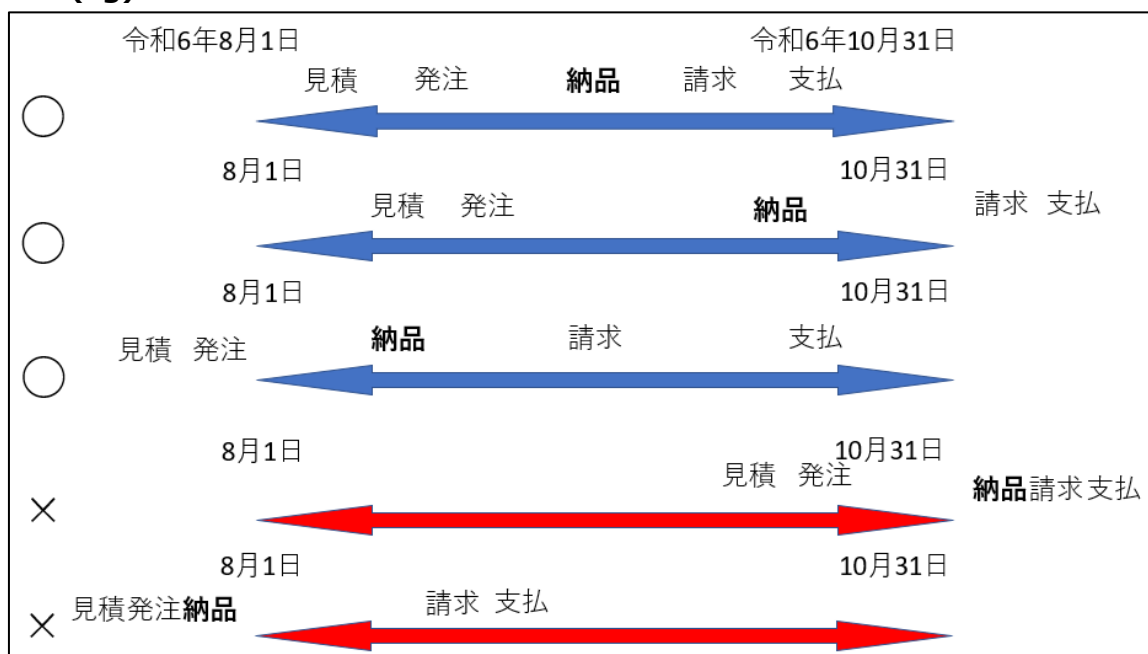
補助対象外

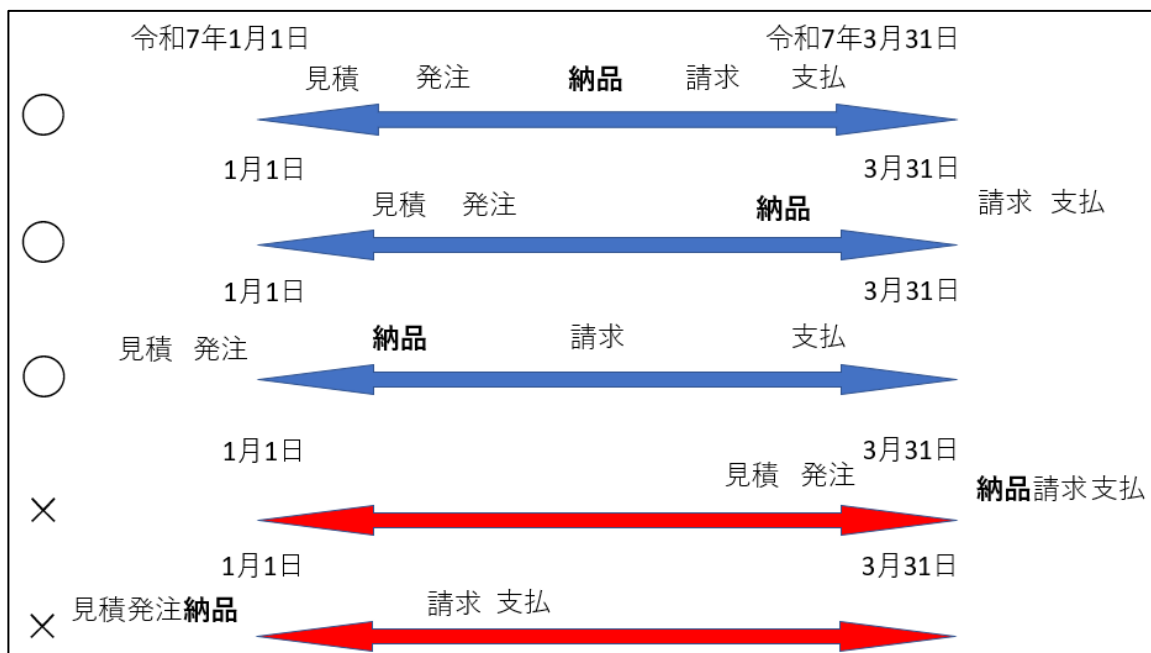
（工業用LPガス使用分の購入金額もしくは使用料金のみ対象）

（２）対象期間

対象期間は、令和6年8月1日から令和6年10月31日までと令和7年1月1日から3月31日までです。

◆質量(kg)販売の契約の場合

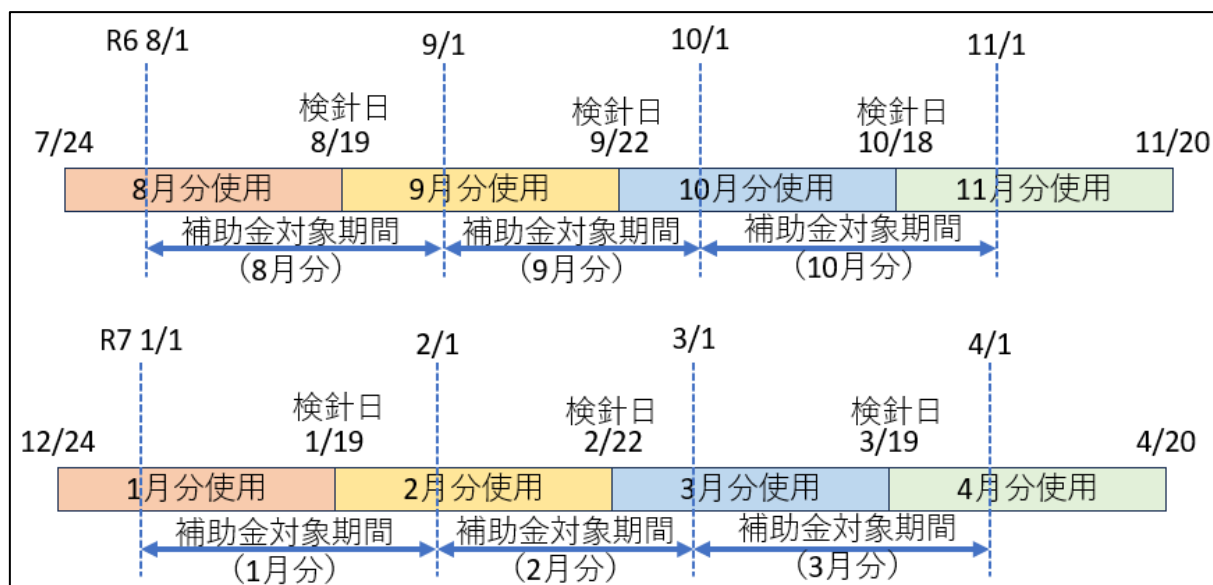




◆体積(m³)販売の契約の場合

ガスメーター等による体積(m³)販売の契約の場合は、対象期間内の使用料金が対象となります。（各月分の使用料金は、所要額計算書（様式2）により按分して算出します。）

○対象期間のイメージ（検針日等の日付は一例です）



5 申請受付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 7 月 11 日（金）まで（当日消印有効）

6 申請方法

（１）申請書類の入手先

長崎県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/kougyouyoulpg/lp2sinnsei/>

長崎県工業用 L P ガス補助金 検索 🔍



（２）提出先

以下の宛先に郵送してください

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 産業政策課内

長崎県工業用 L P ガス補助金申請受付センター 宛

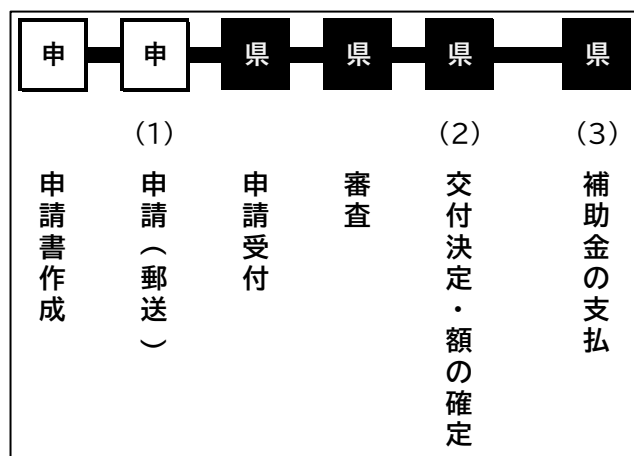
※特定記録郵便や簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください）

※郵便料金は申請者負担となります。

（３）提出書類

- ① チェックリスト
- ② 令和 6 年度長崎県事業者向け L P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ③ 所要額計算書（様式第 2 号）
- ④ 証拠帳票類の写し（納品書（検針票）、請求書、領収書）
- ⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その 3 の 2」、法人：納税証明書「その 3 の 3」）の写し
- ⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書（又は直近の「確定申告書第一表」の写し）
- ⑦ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）の写し
- ⑧ 振込口座の通帳の写し（「通帳のおもて面」及び「口座名義が印字されている 1・2 ページの見開き」）

7 補助事業（申請・支払）の流れ



(1)「申請チェックリスト」と「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出 ➤ 簡易書留またはレターパックで郵送してください。	申請者	R7.7.11(金)までに提出
(2)「交付決定通知書及び交付額の確定通知書（様式第3号）」の送付 ➤ 書類に不備がないか、要件を満たしているか等を審査 ※不交付の場合は、不交付決定通知書（様式第4号）を送付します	県	申請期間において全ての申請を受理後、申請書類に不備等がなければ概ね1カ月程度（8月中）で送付予定
(3)補助金の支払 ➤ 「交付申請書（様式第1号）」に記載の口座に、県が確定した交付額を振込み	県	(2)の送付後、概ね1カ月程度（9月中）で支払予定

(1)「申請チェックリスト」と「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出

① 申請チェックリスト

- 申請者は、必ず申請者欄にチェックを行い、書類の提出漏れがないようにしてください。

② 補助金交付申請書（様式第1号）

- 申請書右上の欄の住所については、以下を記入してください。
 - ・法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）記載の住所
 - ・個人事業主の場合：住民票記載の住所（店舗等の住所ではないため注意！）
- 「1. 交付申請金額」には、「所要額計算書（様式第2号）」で算出された補助金額を記載してください。
- 「2. 申請者情報」は以下のとおり記入してください。
 - ・「事業所名」と「住所」については、会社の住所に関係なく、工業用LPガスを使用している事業所の名前とその住所をご記入ください。（記載の事業所が本社工場ではない場合は、その事業所の住所が分かる資料（会社HPやパンフレット等の写し）をご提出ください。）

- ・「業種名」における「中分類」については、総務省ホームページ([こちら](#))から日本標準産業分類をご確認いただくか、記載例にある中から該当する中分類をお書きください。
- ・「工業用 L P ガス使用用途」については、貴社の事業所でどのようにして工業用 L P ガスを使用されているかご記入ください。（例：陶磁器の焼成、製麺の乾燥、など）
- ・「工業用 L P ガス使用形態」については、貴社の使用形態に合うものにチェックをしてください。
- ・「振込先」については、誤りがないかしっかりと確認をお願いいたします。
- 「3. 誓約事項、同意事項に関する確認」については、実施要綱にある第 13 条別記 1～4 の誓約事項、同意事項をよく読み、全てに同意される場合はチェックをしてください。
- 申請書の最後には、発行責任者と発行担当者を記入いただきます。発行責任者については役職をお書きください。なお、責任者と担当者が同一の場合は、同じ情報を記入しても構いません。

③ 所要額計算書（様式第 2 号）

- L P ガス販売事業者との契約形式（質量販売(kg)、体積販売(m³)) に応じて、様式をお選びください。別シートに記載例もごさいます。
- PC 上で、黄色で着色された箇所に入力してください。**手書きは不可**です。入力されたセルは着色が消えます。
- 必要事項を入力いただくと、自動計算で補助金額が算出されます。
- PC でご入力されたシートを印刷し、提出してください。

④ 証拠帳票類の写し

- 納品書、請求書、領収書の写しが全て必要です。体積販売契約の場合は、納品書ではなく、検針票など使用量及び使用料金が分かる資料の写しが必要です。
- 上記資料が無い場合は、L P ガス販売事業者から発行を受けてください。
- 「でんさい」などによる支払いによって領収書が無い場合は、「一括記録請求明細詳細」など取引の発生日が記載されている資料をご提出ください。

⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のな いことを証明する証明書（個人：納税証明書「その 3 の 2」、法人：納税証明書「その 3 の 3」）の写し

- 申請日より前 6 ヶ月以降に発行された証明書が必要です。（[国税庁 HP](#)）
※県の振興局で交付される「県税に関し未納がないことを証明する証明書」の写しは不要です。



⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し

- 貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、直近の確定申告書第一表の写しを提出してください。

⑦ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、申請者が 個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）の写し

- 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は、令和 7 年 1 月 1 日以降に発行されたもので、申請時の代表者氏名が記載されている必要があります。

- 「運転免許証」の場合は、表と裏の面両をコピーしてください。裏面の臓器提供意思表示欄は、黒塗り等により確認できないようにして添付してください。
- 「マイナンバーカード」の場合は、表面のみコピーし「臓器提供意思表示欄」の部分を黒塗り等により確認できないようにして添付してください。「マイナンバー（個人番号）」の記載がある裏面は添付しないでください。
- 氏名・生年月日・住所等、本人確認に必要な情報や、書類の真贋判定に関わる部分は隠さないようご注意ください。

⑧ 振込口座の通帳の写し

- 「通帳のおもて面」と「通帳を開いた 1・2 ページ」の写しが必要です。

（２）「交付決定通知書及び交付額の確定通知書（様式第 3 号）」の送付

- 「交付申請書」と各添付書類の内容審査を行った後、内容が適当と認められた場合、県から「交付決定通知書及び交付額の確定通知書」を送付します。（個人事業主の場合、住民票上の住所へ送付）
- 審査した結果、内容が不適当と認められた場合は不交付決定通知書を送付します。

（３）補助金の支払

- 県は、（２）の「交付決定通知書及び交付額の確定通知書」を送付後、概ね 1 カ月以内を目途に、交付申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。

8 その他

- **同一法人・同一個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。**
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これが納期日までに返金されなかった場合は、補助金の返金に加え、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年 10.95%の割合で計算した額）をお支払いいただきます。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。翌年度以降も、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から 5 年間保管してください。

9 お問い合わせ先

長崎県工業用 L P ガス補助金申請受付センター（長崎県産業政策課内）

電話番号：095－894－3186

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）